

「（仮称）寿都町風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、寿都町が、北海道寿都郡寿都町及び黒松内町において、既設の風力発電設備（総出力16,580kW）の全部又は一部を撤去し、最大で総出力49,000kWの風力発電設備に更新するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。また、寿都町においては、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」により、環境面、経済面、社会面を統合的に評価し、再生可能エネルギーの導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定するゾーニングの検討が平成29年度から実施されており、本事業との継続的な連携が予定されている。

一方、本事業のように風力発電設備を更新する場合には、既設の風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置・稼働に係る環境の状況を適切に把握することにより、本事業に係る環境影響を事前により正確に評価することが可能であると考えられるが、本配慮書においては、既設の風力発電設備等による環境影響を把握・評価していない。

また、本事業は、既設の風力発電設備等の全部又は一部の撤去を伴うことが想定され、撤去工事の実施による環境影響も懸念されるところ、現時点においては、本事業者は本事業における既設の風力発電設備等の撤去工事等による環境影響評価を実施していない。

さらに、本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、チュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認され、またオジロワシについては、当該区域内において多くの飛翔及び探餌行動が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った自主的な環境影響評価の結果、及び今後実施する環境監視の結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について検証すること。その上で、本事業による計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮すること。

さらに、保安林及び砂防指定地については、対象事業実施区域から可能な限り除外するとともに、その他改変を想定しない区域についても、同区域から除外すること。

対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業」によりゾーニングマップの策定に当たって得られた有益な知見

等を適切に事業内容に反映させること。

（２）工事計画の検討

工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の全部又は一部の撤去工事の実施に伴う騒音、大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。これを行わない場合には、方法書において、その合理的な理由を検討経緯も含めて適切に記載すること。

（３）事業計画等の見直し

上記のほか、２．により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

２．各論

（１）騒音等に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域内及びその周辺には、多数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業で設置が予定されている風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数、単基出力等が増加する計画であることから、供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の稼働中の騒音等を測定するとともに、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年５月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、基数、単基出力等が増加すること等による騒音に係る生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）風車の影に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域内及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、本事業で設置が予定されている風力発電設備については、既設風力発電設備に比べ、基数、１基当たりのハブ高さ、ブレードの長さ等が増加する計画であることから、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、代表地点における既設風力発電設備の風車の影について調査を実施するとともに、基数、ハブ高さ、ブレードの長さ等が増加することによる生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺の海岸部や河川部では、チュウヒ、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、これら鳥類の飛翔が多く確認されている海岸部や河川部から可能な限り風力発電設備を離隔すること。加えて、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備の稼働中のこれら鳥類のバードストライクへの影響等の確認を含む適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、自然度の高い植生を可能な限り対象事業実施区域から除外すること、並びに既存道路及び無立木地等を活用すること等により、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。